

すさみ町人事行政の運営等の状況

平成28年4月1日

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

1.採用者数について

平成26年度中 採用	行政職	4人
	医療職	2人

2.退職者数について

平成26年度中 退職	行政職	4人
	技能労務職	0人
	医療職	3人

3.職員数について

(各年度4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数			対前年度増減数		
		25年度	26年度	27年度	25年度	26年度	27年度
一般行政部門	議 会	2	2	2	0	0	0
	総務企画	25	25	27	2	0	2
	税 務	4	4	4	0	0	0
	民 生	19	18	17	1	△ 1	△ 1
	衛 生	10	9	9	0	△ 1	0
	農林水産	5	5	5	0	0	0
	商工観光	1	1	1	0	0	0
	土 木	2	2	2	0	0	0
	小 計	68	66	67	3	△ 2	1
特別行政部門	教 育	7	7	6	0	0	△ 1
公営企業等 会計部門	水 道	4	4	4	0	0	0
	病 院	50	47	48	0	△ 3	1
	国 保	2	2	2	0	0	0
	その他	1	1	1	0	0	0
	小 計	57	54	55	0	△ 3	1
合 計		132	127	128	3	△ 5	1

※ 特別行政部門(教育)の欄は、教育長を除く数値です。

2. 職員の給与の状況

1. 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (26年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	4,420	4,219,188	126,746	648,767	15.4	14.8

(注) 1 この人件費には町長、副町長及び町会議員などの特別職に支給される給料、報酬、手当などを含んでいます。

2. 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり 給与費B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	72	268,888	32,926	99,398	401,212	5,496	5,471

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

3. 特記事項

平成17年4月1日実施

		給料月額		備考
		改定前	改定後	
給料	町長	640,000	576,000	月額64,000円を引き下げ
	助役	515,000	463,000	月額52,000円を引き下げ
	収入役	485,000	436,000	月額49,000円を引き下げ
	教育長	475,000	427,000	月額48,000円を引き下げ

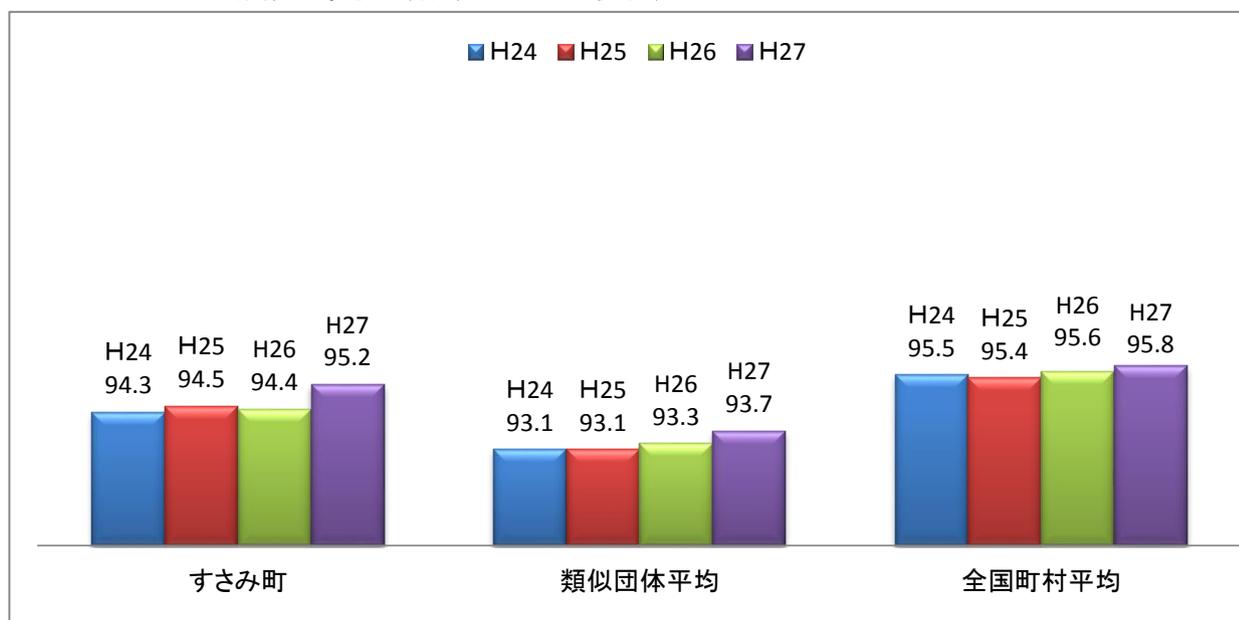
平成28年4月1日実施

		給料月額		備考
		改定前	改定後	
給料	町長	520,000	600,000	月額80,000円を引き上げ
	副町長	463,000	485,000	月額22,000円を引き上げ
	教育長	427,000	450,000	月額23,000円を引き上げ

平成19年10月1日実施

		給料月額		備考
		改定前	改定後	
給料	町長	576,000	520,000	月額56,000円を引き下げ

4. ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額：100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

5. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
すさみ町	41.4 歳	301,700 円	344,215 円	329,025 円
県	43.2 歳	333,452 円	413,374 円	369,590 円
国	43.5 歳	334,283 円	0 円	408,996 円
類似	41.7 歳	298,502 円	348,728 円	324,582 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
すさみ町	歳	人	円	円	円		歳	円	
	45.2	3	302,600	384,533	319,633	—	—	—	—
うち清掃職員	43.9	2	302,100	415,150	318,850	廃棄物処理業従事員	0.0	0	
うちその他	47.7	1	303,800	323,300	321,300	運転手	0.0	0	
県	53.7	60	313,527	340,190	329,671	—	—	—	—
国	50.2	2,994	289,141	328,318		—	—	—	—
類似団体	50.1	3	268,632	297,091	283,080	—	—	—	—

※国については、行政職俸給表（二）の数値である

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
すさみ町	円	円	—
うち清掃職員	5,080,427	3,980,600	127.6%
うちその他	5,099,903	3,514,000	145.1%

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(平成21～23年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区 分		すさみ町	県	国
一般行政職	大 学 卒	174,200 円	180,800 円	174,200 円
	高 校 卒	142,100 円	146,500 円	142,100 円
技能労務職	高 校 卒	円	144,200 円	円
	中 学 卒	円	131,500 円	円
教 育 職	大 学 卒	円	円	円
	高 校 卒	円	円	円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（27年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	— 円	— 円	371,900 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	316,600 円	— 円
技能労務職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	円	円	円	円
	高 校 卒	円	円	円	円

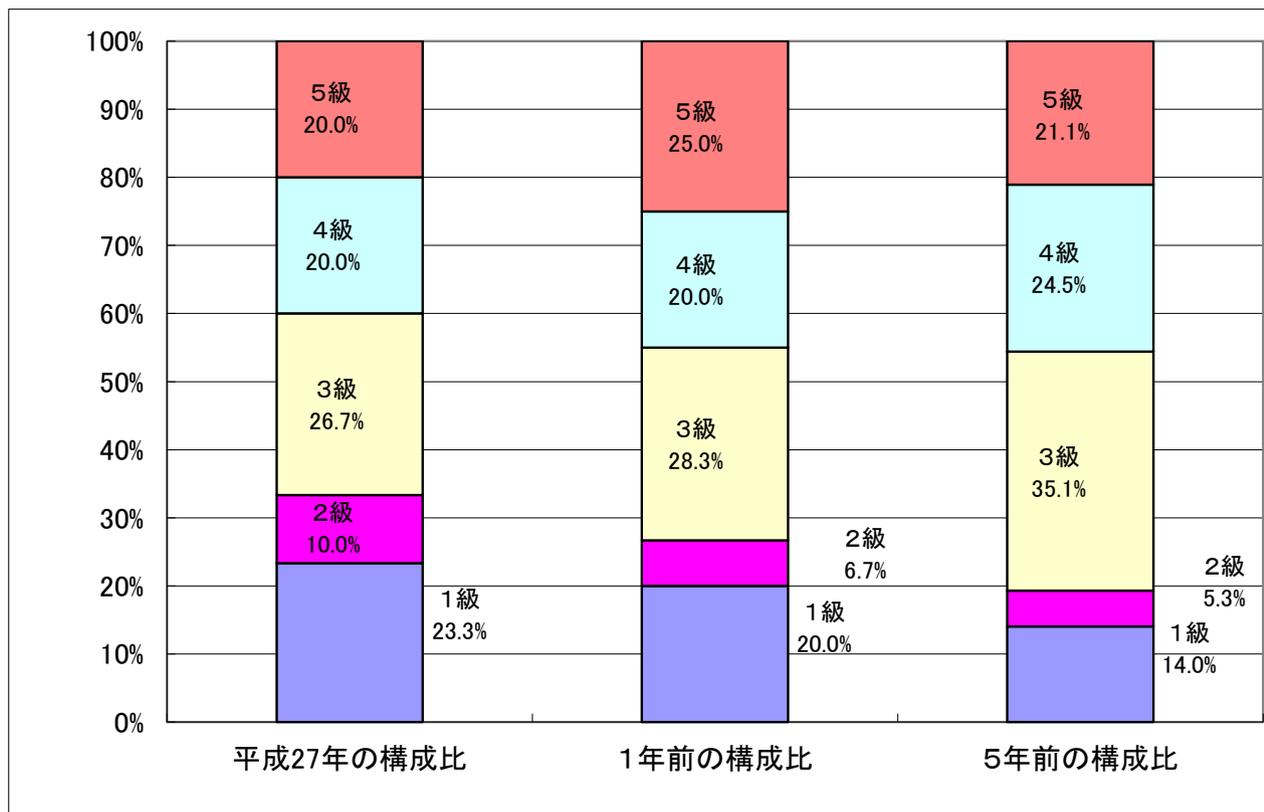
該当する職員がない場合は、空欄となっています。

6. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5 級	参事及び総括課長等の職務	12人	20.00%	285,000円	390,700円
4 級	課長・主幹等の職務	12人	20.00%	258,300円	378,700円
3 級	課長補佐又は高度の知識、経験を必要とする業務を行う事務吏員及び技術吏員の職務	16人	26.67%	223,900円	347,700円
2 級	知識又は経験を必要とする業務を行う事務吏員及び技術吏員の職務	6人	10.00%	187,700円	301,900円
1 級	経験を必要とする業務又は定型的な業務を行う事務吏員及び技術吏員の職務	14人	23.33%	137,600円	244,900円

- (注) 1 すさみ町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 平成18年に7級制から5級制に変更しています。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

① 勤務成績の評定の実施状況

勤務成績の評定は実施していません。

7. 職員の手当の状況（普通会計）

(1) 期末手当・勤勉手当

すさみ町	和歌山県	国
1人当たり平均支給額（26年度） 1,402 千円	1人当たり平均支給額（26年度） 1,549 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (-) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (-) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

一律に決定しています。

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

すさみ町				国					
(支給率)	自己都合		勸奨・定年		(支給率)	自己都合		勸奨・定年	
勤続20年	20.445	月分	25.55625	月分	勤続20年	20.445	月分	25.55625	月分
勤続25年	29.145	月分	34.58250	月分	勤続25年	29.145	月分	34.58250	月分
勤続35年	41.325	月分	49.59000	月分	勤続35年	41.325	月分	49.59000	月分
最高限度額	49.590	月分	49.59000	月分	最高限度額	49.590	月分	49.59000	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置				
退職時特別昇給	制度なし			退職時特別昇給	制度なし				
1人当たり平均支給額	7,643	千円	22,425	千円	1人当たり平均支給額	7,643	千円	22,425	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		152 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		152,000 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
和歌山市	3 %	1 人	3 %
0	0 %	0 人	0 %

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		0 %	
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務特別手当	平成17年4月1日廃止	平成17年4月1日廃止	-
特殊有技者手当	平成17年4月1日廃止	平成17年4月1日廃止	-
特殊作業手当	平成17年4月1日廃止	平成17年4月1日廃止	-

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）		10,612 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		145 千円	
支給実績（25年度決算）		3,952 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		53 千円	

(6) その他の手当 (27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円	同	無	9,941 千円	276,139 円
	配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合11,000円)				
	満16歳から満22歳までの子 5,000円加算				
住居手当	職員の居住する借家、借間。月額12,000円を超える家賃	同	無	3,211 千円	145,955 円
	支給額 23,000円以下=家賃額-12,000円 23,000円を超え55,000円未満 =(家賃額-23,000円) × 1/2+11,000円 55,000円以上=27,000円				
	自宅(その所有にかかる住宅のうち当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であること。) 支給額=2,500円				
通勤手当	交通機関等の利用者一律 手当額 自動車等の利用	同	無	- 千円	- 円
				- 千円	- 円
	○最初の2kmの支給基本額を2,700円として2km増すごとに700円を基本額に加算する。	異	使用距離区分	2,182 千円	103,905 円
	2 km未満 0 円	2 km~5 km	2,000 円		
	2 km 2,700 円	5 km~10 km	4,100 円		
	4 km 3,400 円	10 km~15 km	6,500 円		
	6 km 4,100 円	15 km~20 km	8,900 円		
	8 km 4,800 円	20 km~25 km	11,300 円		
	10 km 5,500 円	25 km~30 km	13,700 円		
	12 km 6,200 円	30 km~35 km	16,100 円		
	14 km 6,900 円	35 km~40 km	18,500 円		
	16 km 7,600 円	40 km~45 km	20,900 円		
	18 km 8,300 円	45 km~50 km	21,800 円		
	20 km 9,000 円	50 km~55 km	22,700 円		
	22 km 9,700 円	55 km~60 km	23,600 円		
	24 km 10,400 円	60 km~	24,500 円		
	26 km 11,100 円				
	28 km 11,800 円				
	30 km 12,500 円				
	32 km 13,200 円				
○総通勤距離を2で除して端数が1kmを超える場合は、加算額の2分の1額を加える。端数が1km未満の場合は切り捨てるものとする。					
管理職手当	参事17,000円 課長・副課長15,000円 主幹12,000円	異	支給率による	6,183 千円	229,000 円
宿日直手当	一般の宿日直 4,200 円	同	無	521 千円	9,648 円
初任給調整手当	-	-	-	- 千円	- 円

8 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等			
給料	町 長	520,000 円	15 k m～20 k m	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	463,000 円	20 k m～25 k m	840,000 円/	416,500 円
	収 入 役	— 円	25 k m～30 k m	- 円/	- 円
報酬	議 長	280,000 円	30 k m～35 k m	395,000 円/	140,000 円
	副 議 長	220,000 円	35 k m～40 k m	310,000 円/	115,000 円
	議 員	200,000 円	40 k m～45 k m	290,000 円/	100,000 円
期末手当	町 長	(26年度支給割合)			
	副 町 長	2.6 月分			
退職手当	議 長	(26年度支給割合)			
	副 議 員	2.6 月分			
退職手当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	520千円×在職月数×0.433	10,807,680 円	任期毎	任期毎
		463千円×在職月数×0.258	5,733,792 円	任期毎	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額は」、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

9 職員数の状況

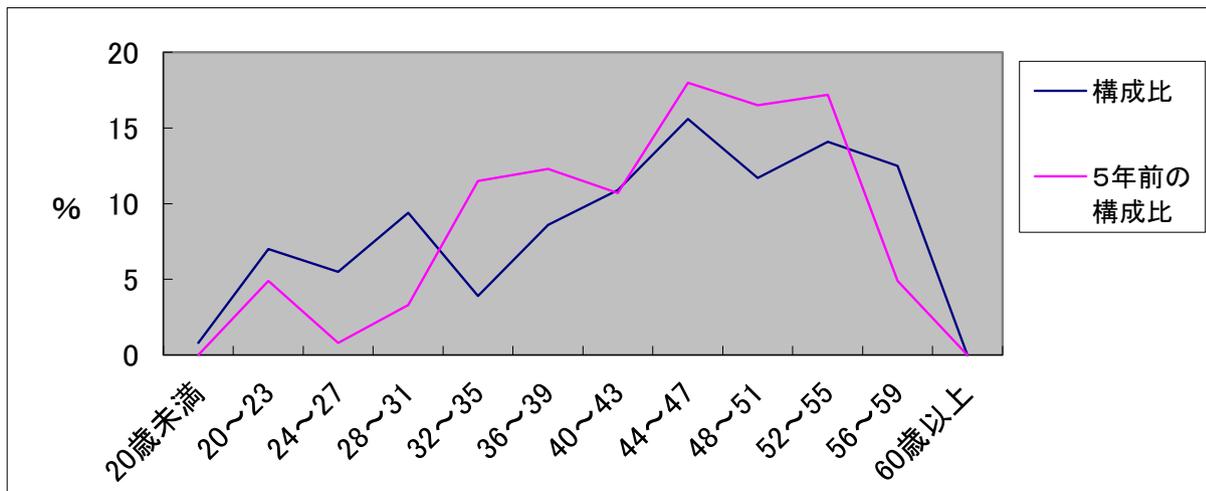
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成27年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	事務分担の見直しによる合理化
		総務	27	25	2	
		税務	4	4	0	
		民生	17	18	△1	
		衛生	9	9	0	
		農林水産	5	5	0	
		商工	1	1	0	
		土木	2	2	0	
	計	67	66	1	〈参考〉 人口千人当たり職員数 13.64人 〔類似団体人口千人当たりの職員数9.61人〕	
	教育部門	6	7	△1	事務分担の見直しによる合理化	
	小 計	73	73	0	〈参考〉 人口千人当たり職員数 15.32人 〔類似団体人口千人当たりの職員数12.15人〕	
公営企業計等部門	病院	48	47	1	退職による減	
	水道	4	4	0		
	その他	3	3	0		
	小 計	55	54	1		
合 計		128	127	1	〈参考〉 人口1,000人当たり職員数 27.29人	
		[185]	[185]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 (注) 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1	9	7	12	5	11	14	20	15	18	16	0	128

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成26年度）

標準的な職員の勤務時間

区分	1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
役場業務	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

(注) 業務の性質により、上記の勤務時間によりできない勤務箇所の勤務時間は、上記以外の勤務時間の割り振りによります。

(2) 平成26年の休暇及び休業の状況（H26.1.1～H26.12.31）

休暇の取得状況

①年次休暇（一般職）

総給付与数 A	総使用日数 B	対象人数 C	平均使用日数 (B/C)	消化率 (B/A)
2,545日	694.8日	70人	9.9日	27.3%

(3) 育児休業、介護休暇及び病気休暇取得状況（平成26年中）

育児休業 0名
 介護休暇 0名
 病気休暇 9名

(4) 週休日

土曜日及び日曜日（業務内容により異なる場合があります。）

(5) 休日

- ①国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ②12月29日から1月3日までの間(①の休日を除く)

(6) 休暇

年次有給休暇、病気休暇(有給)、特別休暇(有給)、
介護休暇(無給)、組合休暇(無給)

【主な特別休暇】

証人等の出頭	証人、参考人等で官公所に出頭する場合:必要な期間
結婚休暇	連続する5日の範囲内の期間
産前・産後休暇	出産する場合:産前6週、産後8週
育児時間	1年未満の子の育児のため:1日2回それぞれ30分
出産補助休暇	職員の妻が出産する場合:2日
忌引き休暇	親族の葬儀のため:続柄によってそれぞれ1日から7日
ボランティア休暇	災害時の支援活動等:一の年において5日以内
夏期休暇	7月～9月末までの間:3日
子の看護休暇	小学校未満の子の看護のため:一の年において5日
リフレッシュ休暇	勤続期間 20年 3日 勤続期間 30年 3日

4. 職員の分限処分、懲戒処分の状況(平成26年度)

(1) 分限処分

1 人

(2) 懲戒処分

処分の種類	処分人員	処分の理由
訓告	1人	管理監督不十分
戒告	0人	
減給	0人	
停職	0人	
免職	0人	

5. 職員の職務の状況

全ての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため職員に様々な義務が課せられています。

地方公務員法の規程により次のような職務上の義務があります。

- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- 信用失墜行為の禁止 ○秘密を守る義務 ○職務に専念する義務
- 政治的行為の制限 ○争議行為等の禁止
- 営利企業等の従事制限

昨年度、服務義務違反により処罰された事件はありませんでした。

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 平成26年度研修実施状況

実施主体	研修名	概要	実施期間	参加者数
すさみ町	すさみ町地域防災計画改定にかかる研修会	すさみ町地域防災計画見直しについて説明を行う。	10月28日	89
			10月29日	
	津波避難訓練	迅速かつ的確な災害対応を行うことが出来るよう職員を参集し、被害者への対応等の訓練を行った。	11月1日	72
	人権研修会	和歌山県地域人権運動連合会会長橋本定巳氏を招き、地域人権運動について講演を行った。	2月5日	70

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定については、該当する制度がありません。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況（平成26年度）

区分	内容等
市町村共済組合事務	・保険加入・脱退手続き等 ・人間ドッグ保険加入・脱退手続き等
職員安全衛生事業	定期健康診断(受診人員 56名) 人間ドッグ助成(30歳以上の希望者:受診者 42名)

(2) 公務災害補償制度（平成26年度）

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金	0件	

8. 公平委員会に係る業務に関すること。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況

該当なし